令和3年(2021年) 　月 日

彦根市長　　大 久 保　貴　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 彦根市公共下水道事業審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　　中 村　傳 一 郎

彦根市公共下水道事業に関する重要事項について(答申)

彦根市公共下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、令和2年(2020年)11月27日付け彦上下総2第85号で諮問のありました「彦根市公共下水道事業に関する重要事項について」は、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙彦根市公共下水道事業・第6期経営計画(案)に対して異議なしとして答申します。

なお、当計画の推進に当たっては、下記事項に配慮されるようお願いします。

記

１　下水道整備の確実な実施について

彦根市公共下水道の供用開始後30年近く経っているが、市街化区域で未だ整備が完了していない旭森学区、高宮学区をはじめ、市域の未整備地域の解消に向け、国等に対し積極的な要望活動を行うなどして社会資本整備総合交付金の確保に努め、整備推進を図っていただきたい。

２　下水道使用料の確保について

供用開始された区域内においては使用料収入の確保や公共用水域の環境保全の見地からも早期に公共下水道に接続するよう啓発等に努めるとともに、大口排水先やコミュニティプラントに対しても接続を促すよう取り組んでいただきたい。

また、未収金は市民負担の公平感を損ねるばかりでなく、計画的整備への影響も懸念されることから、未収金の解消に取り組んでいただきたい。

３　下水道使用料の改定について

　　　第5期経営計画策定時には、地方公営企業法を適用後、公営企業会計により経営状況等を把握したうえで、適正な使用料の検討を行うよう意見を付しているが、第6期経営計画期間においては、さらに彦根市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく今後の改築更新需要を考慮したうえで、将来的な経営状況を分析し、受益者に過度な負担とならないよう配慮しながら、料金改定に向けた検討を行っていただきたい。

４　維持管理について

彦根市においては未整備地域の整備を進めつつ、維持管理にも対応していく必要があり、限られた事業費の中で計画的に管路等施設の改築更新に取り組んでいただきたい。また、使用料の対象とならない不明水の早期発見にも併せて努めていただきたい。